わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報 おおわに

7月号
令和6年
（2024年）
No.750

今月のおもな内容

◇まちの話題・・・・・・・・・2
◇まちのお知らせ・・・・・・3～13
◇おおわにかわら版・・・・14～17
◇こちら警察・消防!・・・18～20
◇月替わりの掲載コーナー・・21～23
◇弘前大学生コラムコーナーなど・24

第98回全日本スキー選手権大会大鰐町実行委員会組織会・第1回総会が開かれました

5月13日、雨池スキーセンターにて第98回全日本学生スキー選手権大会大鰐町実行委員会の組織会及び第1回総会が開かれ、40名の委員が出席しました。山田町長は「各競技会の成功はもとより、来場される方々を温かく迎え入れ、スキー競技のさらなる飛躍と人々に希望と感動を与えられるようしっかり準備してまいります。」とあいさつしました。

大鰐温泉つつじまつり開催

5月18日から22日まで第47回大鰐温泉つつじまつりが茶臼山公園で開催されました。開会式が5月18日、同公園の山頂広場で行われ、大鰐温泉観光協会の坂本会長は「今年のつつじは色や咲き方が大変素晴らしいものとなっている。このつつじは1965年から始まった大鰐中学生による記念植樹によって植えられているものである。これからも大事にしたい。」とあいさつを述べました。その後、大鰐中学校吹奏楽部演奏などの催しが開かれ、つつじまつり開催を盛り上げました。

大鰐小学校大運動会

5月19日、大鰐小学校大運動会が、大鰐小学校グラウンドで行われました。

開会式では、赤組、白組とも優勝を目指して健闘を誓い合いました。

「最強の鰐っ子軍団におれたちはなる！」というスローガンのもと、1年生から6年生まで元気いっぱいに練習の成果を発揮し、いきいきとした表情をたくさん見せてくれました。

結果は赤組が優勝、白組が準優勝で運動会は幕を閉じました。

大鰐小学校で税金教室を行いました

5月24日、税金の大切さを知ってもらうために、大鰐小学校で税務課主催の税金教室を行いました。

授業にはもやっぴーも登場し、一緒に税金について学びました。

授業を受けた6年生からは、「税金の大切さが分かった」、「税金がなくなってしまったら大変なことになる」といった感想があがり、税金へのイメージが変わったようでした。

授業の終わりには一億円のレプリカを持ち、お金の重さや大切さを肌で感じていました。

第28回万国ホラ吹き大会が開催されました！

第28回万国ホラ吹き大会が６月１日、大鰐町地域交流センター「鰐ｃｏｍｅ」で開催されました。

初出場で仙人の称号を得たじっこ（相馬光）さんは、「他にはないようなユニークな大会だったので、出てみたいと思った。出会いや繋がりに感謝します」と感想を述べました。オープニングアクトとなる大鰐登山囃子芸能保存会の登山囃子演奏や、７名の自慢のホラで会場は大いに盛り上がりました。

大会結果については次のとおりです。

■仙人　　じっこ（相馬　光）（弘前市）

■達人い　冨樫　玲子（大館市）

■達人ろ　鈴木　昭雄（田舎館村）

■名人い　清水　稼志男（藤崎町）

■名人ろ　佐々木　公司（大館市）

■師範い　工藤　勝則（大館市）

■師範ろ　佐藤　友重（青森市）

低濃度 PCB 廃棄物の調査及び期限内の処分をお願いします！

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、かつて事業用の電気機器の絶縁油などに使用されてきた化学物質です。しかし、人体に有害であることが分かり、既に製造が中止されたものの、今でも PCB を含んだ機器が発見されています。

低濃度 PCB とは、**濃度が0.5mg/kg 超、5,000mg/kg 以下の PCB で汚染された絶縁油等**を指します。低濃度 PCB を含んだ電気機器には、製造後30年以上（一部例外あり）経過した**変圧器や電力用コンデンサー**等の高圧受電機器の他に、**電気溶接機、X 線検査装置、昇降機、分電盤、モーター**などに付属又は内蔵する**低圧コンデンサー**があります。

また、**低濃度 PCB が使用された古い低圧進相コンデンサー**（モーターで稼働する設備や業務用冷凍・冷蔵庫などの電気機器の力率を改善する目的で設置される小型のコンデンサー）が**配電盤や壁などに残されたままとなっている例**も多数確認されています。

PCB 廃棄物は、下表の**期限までに処分することが法律で義務付け**られています。低濃度 PCB が使用された電気機器がないか事業所内などを確認し、発見された場合は、速やかに県への届出を行うとともに、期限内に処分するようお願いします。なお、**期限までに処分しなかった場合、法律により処罰されることがあります。**

◆ PCB 廃棄物の処分期限

種　類		処分期限
高濃度 PCB 廃棄物	変圧器・コンデンサー等 ※１	令和４年（2022年）３月31日【終了】
	安定器・小型電気機器等 ※１	令和５年（2023年）３月31日【終了】
低濃度 PCB 廃棄物 ※２ ※３		**令和９年（2027年）３月31日**

※１　万が一、これらの機器を発見した場合は、速やかに県にご連絡ください。

※２　使用中の電気機器などに近づくと、感電するおそれがあり大変危険ですので、必ず専門の業者に依頼して確認してください。

※３　使用中のコンデンサーなどの絶縁油封じ切り機器を PCB 濃度の測定のために穴を開けた場合、当該機器は使用不可となります。

詳しくは、青森県 HP　PCB　検索

■お問合せ　県庁環境保全課　☎017・734・9584
県中南地域県民局環境管理部　☎31・1900（直通）

地域包括支援だより

仕事と介護の両立で悩んでいませんか？

●介護で仕事を辞める前にご相談ください！

～こんなこと、ありませんか？～

▶父親が倒れた。介護をしなければならないので、仕事を辞めるしかないのか…。

▶介護のために年休を使い切ってしまった。何か利用できる制度があれば…。

▶会社に介護休業の申出をしたら、会社に制度がないので退職するように言われた。　など

仕事と介護の両立支援

仕事と介護の両立のためには、両立支援制度や介護保険制度等による支援やサービスを上手く組み合わせて、介護と両立しながら働くための体制を作っていくことが大切なポイントとなります。両立支援制度の「育児・介護休業法」で定められている制度について、一部紹介します。

介護休業	要介護状態（２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族１人につき通算93日まで、３回を上限として分割して休業を取得することができます。
介護休暇	通院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うために、対象家族１人につき年５日まで１日又は時間単位で介護休暇を取得することができます。
所定外労働、時間外労働、深夜業の制限	家族の介護が終了するまで、残業の免除、時間外労働・深夜の労働を制限することができます。
不利益取扱いの禁止、ハラスメント防止措置	事業主に対して、介護休業などの制度の申出や取得を理由とした解雇など不利益な取扱いを禁止し、上司や同僚からの嫌がらせを防止するよう義務付けています。

※対象家族…配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫。

●「育児・介護休業法」の詳細パンフレットはこちら

●相談先

誰にも相談できず一人で抱え込んでしまうことで、介護する人とされる人が共倒れしてしまう可能性があります。介護で仕事を辞める前に、下記の相談先や家族、担当ケアマネジャーや周りの人に相談しましょう。

【青森県労働局雇用環境・均等室　☎017・734・4211】

「制度についてもっと詳しく知りたい」「ほかにも利用できるものがないか」などあれば相談してみましょう。

【大鰐町地域包括支援センター　☎55・6569（直通）】

高齢者の生活で心配なことや介護の相談ができる窓口です。介護保険の申請相談にも対応しています。介護する人とされる人が共に安心して生活するために、介護保険で受けられるサービスなどを知り、活用しましょう。

■お問合せ　保健福祉課地域包括支援係　☎55・6569（直通）

令和6年度食生活改善推進員養成講座　受講者大募集！

先着 20 名

健康や食に興味がある方へ　あなたも食生活改善推進員になりませんか？

食生活改善推進員とは

“食”を通じて町民の方々の健康づくりを支援するボランティアです。講座や調理実習を行い、栄養・食生活や生活習慣病の知識を身につけ、健康的な食生活を普及する活動をしています。

【対　　象】大鰐町に住所があり、養成講座を20時間以上修了後、大鰐町食生活改善推進員として活動できる方

【日　　程】令和６年12月２日（月）～令和７年１月20日（月）の期間で全６回

※詳しい日程や内容は下記をご覧ください。

【場　　所】大鰐町総合福祉センター

【参 加 費】2,000円（テキスト代等）

【申込締切】令和６年11月１日（金）まで

【申込方法】保健福祉課８番窓口または電話

プログラム

日　程	時　　間	内　　　　容
12/2 （月）	9：30～10：00	開講式、オリエンテーション
	10：00～10：30	講義　「食生活改善推進員は何をする人？」
	10：30～12：00	講義　「身近に潜む食中毒を防ぐ方法」
12/10 （火）	10：00～12：00	調理実習　「おいしく減塩できる食事」
	13：00～15：00	講義、運動実技　「体を動かして健康的に過ごそう」
12/12 （木）	10：00～12：00	調理実習「血糖値をゆるやかに上げる食事」
	13：00～15：00	講義　「健康を支えるための町の取組と、生活習慣病予防のポイント」
12/17 （火）	10：00～12：00	調理実習　「悪玉コレステロールや中性脂肪を下げる食事」
	13：00～15：00	講義　「栄養素の働きと基本的な調理のおさらい」
12/20 （金）	10：00～12：00	調理実習　「高齢期に気になるフレイル・低栄養予防の食事」
	13：00～15：00	講義　「年代別の食育のポイント」
1/20 （月）	10：00～12：00	講義　「食品成分表を使って、献立を立ててみよう」
	12：00～13：00	交流会
	13：00～15：00	講義　「こころの健康を守るために（ゲートキーパー養成講座）」
	15：00～15：30	修了式、閉講式

※講義名は仮題のため、変更になる可能性があります。また、20時間以上の履修をもって修了となりますので、欠席した場合は補講等で調整します。

■お問合せ　保健福祉課健康推進係　☎55・7149（直通）

介護保険負担割合証の更新について

７月下旬に、介護保険の認定を受けている方全員に「介護保険負担割合証」が送付されます。

介護保険負担割合証更新に伴う手続きは不要ですが、介護保険のサービスを受ける際には、被保険者証と一緒にサービス事業者に提示してください。

介護保険負担割合証には、介護保険サービスを利用する際の利用者負担割合が記載されており、有効期間は８月１日から翌年７月31日までの１年間です。

利用者負担割合は、前年中の所得に応じて「１割」から最大で「３割」となり、個人ごとに判定するため、同じ世帯でも負担割合が異なる場合があります。

負担割合	対象者
１割	下記以外の方
２割	次の①、②の両方に当てはまる方 ①本人の合計所得金額が 160 万円以上 ②同一世帯の 65 歳以上の人（第１号被保険者）の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身で 280 万円以上 340 万円未満、２人以上で 346 万円以上 463 万円未満
３割	次の①、②の両方に当てはまる方 ①本人の合計所得金額が 220 万円以上 ②同一世帯の 65 歳以上の人（第１号被保険者）の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身で 340 万円以上、２人以上で 463 万円以上

介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）や短期入所サービス利用者の食費及び居住費（滞在費）は、原則自己負担となりますが、申請により介護保険負担限度額認定証の交付を受けた場合は、所得段階に応じた負担の軽減を行っています。

現在、有効期間が令和６年７月31日までの介護保険負担限度額認定証をお持ちの方に、６月下旬に介護保険負担限度額認定申請書を送付します。８月以降も引き続きサービスを利用する方は下記書類を添付のうえ、保健福祉課介護保険係（⑤窓口）へ申請してください。

なお、この申請に係る負担限度額認定決定通知書は**８月下旬から順次発送予定**としており、負担限度額認定証の有効期間は８月１日から翌年７月31日までの１年間です。

【必要書類】　①介護保険負担限度額認定申請書
②預貯金等の確認資料
※本人及び配偶者の全ての銀行口座に関する書類（コピー）を添付してください。
確認箇所は金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるページ、申請日の直近２ヶ月分から最終残高が分かるページ（年金を受給されている方は、その受給内容が分かるページ）が必要となります。
※提出時には必ず記帳し、最新の状態でコピーを取るようお願いします。
※定期預金がある場合は定期預金証書等の写しも必要です。

【留意事項】　・申請書の様式は町ホームページにも掲載しております。
くらしの情報→介護保険→特定入所者介護サービス費（食費・居住費の軽減）
・個人番号（マイナンバー）が不明の方は、未記入でも申請可能です。
記入された場合は、申請書裏面の委任状の記載が必要となります。
・郵送での申請も可能ですが、提出書類に不備等あれば申請者の方へ連絡します。
・特別な事情で預貯金等の確認資料を添付できない場合は、下記までお問い合わせください。

なお、令和６年度の介護保険制度の改定に伴い、居住費（滞在費）の費用負担額が変更となります。
詳細については、７ページをご確認ください。

介護保険　居住費（滞在費）の費用負担額の変更について

令和６年度の介護保険制度の見直しに伴い、令和６年８月１日より国で定める居住費（滞在費）の費用負担額が１日当たり60円の引上げとなります。利用者負担第１段階の多床室利用者の負担限度額は変更ありません。

●居住費（滞在費）の負担限度額の変更について

令和６年８月より、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院を利用した際に係る居住費（滞在費）が下表のとおり変更となります。

利用者負担段階区分	食費	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室
				・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・短期入所療養介護	・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護	
第１段階	300円	820円 →880円	490円 →550円	490円 →550円	320円 →380円	0円
第２段階	390円	820円 →880円	490円 →550円	1,310円 →1,370円	420円 →480円	370円 →430円
第３段階①	650円	1,310円 →1,370円	1,310円 →1,370円	1,310円 →1,370円	820円 →880円	370円 →430円
第３段階②	1,360円	1,310円 →1,370円	1,310円 →1,370円	1,310円 →1,370円	820円 →880円	370円 →430円

●基準費用額の変更について

介護保険負担限度額認定証非該当の場合の居住費（滞在費）・食費は国により基準となる額（基準費用額）が決められています。居住費（滞在費）の基準費用額について、下表のとおり変更となります。

なお、食費の基準費用額に変更はありません。

利用者負担区分	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
			・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・短期入所療養介護	・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護	・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・短期入所療養介護	・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護
第４段階 （非該当）	2,006円 →2,066円	1,668円 →1,728円	1,668円 →1,728円	1,171円 →1,231円	377円 →437円	855円 →915円

※基準費用額はあくまでも目安となる金額のため、実際の費用は施設との契約によります。<u>具体的な費用につきましては、施設へお問い合わせください。</u>

■お問合せ　保健福祉課介護保険係　☎55・6568（直通）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1．「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口に「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、８月から使用する新しい認定証を７月中に郵送します。更新手続の必要はありません。

新たにこれら認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑、個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）を持参の上、担当窓口で手続きしてください。

2．令和６年度の保険料

（１）令和６年度保険料について

均等割額 （被保険者全員が納める額） 46,800円	＋	所得割額 （所得に応じて納める額） 基礎控除後の所得（※１）× 9.90％（所得割率）※２	＝	保険料額 （限度額80万円） ※３

◎令和６年度の保険料は、担当課から７月中にお届けする保険料額決定通知書で御確認ください。

※１ 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。

※２ 基礎控除後の所得が58万円以下の方は所得割率9.20％

※３ 昭和24年３月31日以前に生まれた方、または障害認定により資格取得した方は73万円

（２）令和６年度保険料の軽減措置について

◆所得が低い方の軽減

・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。
　令和６年度は次のとおりとなります。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43 万円＋ 10 万円×（給与所得者等（※４）の数 － １）以下	７割
43 万円＋（29.5 万円×被保険者の数）＋ 10 万円 ×（給与所得者等（※４）の数 － １）以下	５割
43 万円＋（54.5 万円×被保険者の数）＋ 10 万円 ×（給与所得者等（※４）の数 － １）以下	２割

※４ 給与所得者等（給与所得を有する者または、公的年金等に係る所得を有する者が２人以上いる世帯に適用）

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減　※５

・後期高齢者医療に加入してから２年間は、均等割額が５割軽減されます。

・世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減（７割軽減）が受けられます。

・所得割額の負担はありません。

※５ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

■お問合せ　住民生活課国保年金係　☎55・6563
　　　　　　青森県後期高齢者医療広域連合　☎017・721・3821

国民健康保険被保険者のみなさまへ

●「国民健康保険被保険者証」の更新について

現在交付中の被保険者証（保険証）の有効期限が、令和６年７月31日までとなっております。新たな有効期限（令和７年７月31日まで）の被保険者証を、７月下旬に簡易書留により郵送予定です。お手元に届きましたら、記載事項等のご確認をお願いします。また、70～74歳の方には、「被保険者証」と「高齢受給者証」を一緒にした「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

なお、現在お使いの被保険者証は、有効期限（７月31日）が過ぎましたら、住民生活課④番窓口に返還していただくか、裁断のうえ、確実に破棄してくださるようお願いします（郵送による返還もできます）。

●「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

申請により、「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示することで、一定額（自己負担限度額）までの支払で済みます。

現在交付している証の有効期限が７月31日までとなっておりますので、引き続き認定を受けたい方は、役場住民生活課④番窓口において、申請の手続きをお願いします。申請の際は、被保険者証、印鑑、世帯主と対象者の個人番号カードまたは個人番号がわかるものと本人確認書類を持参してください。また、申請者と別世帯の方が手続きをする場合は委任状が必要となります。

～70歳になる方は保険証が切り替わります～

年度途中で、70歳に到達される被保険者の方は、「被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

適用日：誕生日が１日の方…誕生日を迎えた日（例：１月１日→１月１日から）
　　　　誕生日が２日以降の方…誕生日の翌月１日（例：１月２日→２月１日から）

いずれの場合も、適用日の前月下旬に発送します。

交付された保険証は記載内容を確認し、かかりつけ医等に保険証が切り替わった旨を伝えましょう。

令和６年度の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付を開始します

国民年金第１号被保険者は、毎月分の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが難しいなどそのような場合は、未納にしないで「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをおすすめしています。

令和６年７月１日から令和６年度分の受付を開始します。対象期間は令和６年７月分から翌年６月分までとなり、所得審査が行われます。申請は、原則として毎年度必要です。ただし、昨年度以前に全額免除や納付猶予の承認をされた方があらかじめ継続審査を希望されていた場合は、改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとして審査を行います。（失業等による特例免除承認者は年度ごとの申請が必要です）

また、昨年度申請時から世帯の変更があった方は問合せ先までご相談ください。

（参考）国民年金保険料の免除・納付猶予・学生特例申請の種類と所得調査方法

申請可能な対象者		申請区分	所得の調査対象者
国民年金被保険者	学生以外の方	免除申請	本人・世帯主・配偶者（失業特例制度の利用時） →世帯主・配偶者
	学生以外の方 （50歳未満の方）	納付猶予申請	本人・配偶者（失業特例制度の利用時） →世帯主・配偶者
	学生の方	学生納付特例申請	本人のみ

◎未納のままにしておくと…

１．障害や死亡といった不慮の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。
２．老齢基礎年金を、将来的に受けられない場合があります。

■お問合せ　日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル　☎0570・003・004
　住民生活課国保年金係　☎55・6563（直通）

一般廃棄物収集運搬業・浄化槽処理業　許可業者について

大鰐町における、令和６年度、７年度の一般廃棄物収集運搬業等の許可業者は次のとおりです。

（１）ごみ収集（大量のごみを排出するとき）

会　　社　　名	所　　在　　地	電話番号
大鰐クリーン協同組合	大鰐町大字大鰐字大鰐 19 番地３	48・2121
㈲幸山	大鰐町大字大鰐字大鰐 19 番地３	48・2944
赤帽めぐみ運送	大鰐町大字大鰐字上牡丹森２番地６	48・2199
㈱片山組	大鰐町大字蔵館字湯ノ沢４番地３	48・2875
㈱築舘土木	大鰐町大字唐牛字沼田 13 番地１	48・4791
㈲エコ・ネット	弘前市大字清水森字清水野２番地	87・0188
㈱東北クリーン	弘前市大字土堂字早川 276 番地１	33・1919
㈲青森クリーンチーム	弘前市大字植田町 47 番地	38・1414
㈱伸和産業	弘前市大字堅田一丁目４番地２	35・5255
㈱産交	弘前市大字藤野二丁目９番地３	36・5165
㈲さくらクリーン	弘前市大字西城北一丁目７番地１	36・0678
AIA環境科学㈲	弘前市大字小沢字広野 179 番地	89・1414
北彩クリーン㈲	弘前市大字松木平字富永 50 番地３	89・1200
㈱合祥	弘前市大字小沢字広野 108 番地	88・6021
吉田べんりサービス	弘前市大字千年四丁目５番地 19	88・3739
赤帽佐藤運送	弘前市大字石渡四丁目３番地１	33・7618
㈲清掃管理	平川市大坊竹内 203 番地 53	44・1238

（２）し尿収集（汲み取りを依頼したいとき）

会　　社　　名	所　　在　　地	電話番号
㈲コクサイ	大鰐町大字蔵館字北山１番地１	48・2051
大鰐衛生	大鰐町大字大鰐字上牡丹森 47 番地１	48・2814
㈲津軽衛生公社	弘前市大字向外瀬字豊田 357 番地１	37・3338

（３）浄化槽（単独、個人で設置した合併浄化槽の方）

会　　社　　名	所　　在　　地	電話番号
㈱東奥浄化センター	弘前市大字樹木二丁目 26 番地１	34・0525
㈱弘前浄化槽センター	弘前市大字境関字亥/宮 35 番地４	27・1188
㈲東日本環境保全工業	弘前市大字向外瀬字豊田 358 番地１	37・3888
㈱環境管理センター	弘前市大字金属町５番地 11	88・2224
㈲コクサイ	大鰐町大字蔵館字北山１番地１	48・2051
大鰐衛生	大鰐町大字大鰐字上牡丹森 47 番地１	48・2814
㈲津軽衛生公社	弘前市大字向外瀬字豊田 357 番地１	37・3338

■お問合せ　住民生活課生活環境係　☎55・6563

令和６年度大鰐町事業者パワーアップ推進事業補助金について

町では、地域経済の活性化を図ることを目的に、町内の中小企業者及び小規模事業者が行う取組に係る経費を予算の範囲内において補助します。

●補助対象事業者（①～④すべてに該当すること）

①町内に本社の登記がある法人又は町内に事業所を有する個人事業主であること。（医師、歯科医師及び個人の農林業者を除く。）

②令和５年分の確定申告又は住民税の申告において事業による収入額が総収入額の５割以上を占めていること。（令和６年４月１日以降に事業を開始した者については、この限りではない。）

③補助金の申請日において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

④大鰐町暴力団排除条例（平成23年大鰐町条例第21号）第２条に規定する暴力団又は同条例第５条第２項に規定する暴力団員に該当しない者

●補助対象事業

令和６年４月１日から令和７年２月28日までに実施する地域活性化に資する事業（店舗改修等に係る経費、ホームページ制作に係る経費等）

●補助率及び補助限度額

補助対象経費の合計額の４分の３に相当する額又は20万円のいずれか少ない額（消費税・地方消費税を除く）

●申請方法

申請書に必要書類を添え役場企画観光課へ郵送してください。

●受付期間

令和６年７月１日（月）から令和７年２月28日（金）まで

詳細については、町ホームページか、概要チラシをご覧ください。（概要チラシは、役場企画観光課・商工会に設置してあります。）

■お問合せ　企画観光課観光商工係　☎55・6561（直通）

令和６年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金について

町では、町内のインバウンド誘客促進及び国際観光の発展に寄与することを目的に、観光関連事業者が行う外国人観光客の受入環境の整備に要する経費を補助します。

●補助対象事業者（①～⑤のいずれかに該当する者）

①町内でホテル、旅館等宿泊が可能な施設を営業している者

②町内で飲食業を営業している者

③町内で観光に関する施設を営業している者

④町内でタクシー、自動車運転代行業等を営業している者

⑤その他、町内で観光客受入環境の向上等に取り組む者

●補助対象事業（令和6年4月1日から令和7年2月28日までに実施する次の事業）

①町内にある施設の案内表示、誘導表示その他の表示に係る多言語表記の整備

②町内の観光情報が記載されているパンフレット、ホームページ等情報発信に係る多言語表記の整備

③翻訳・通訳機能を備えた音声機器及びソフトウェア等の導入

④電子決済システムの導入及び利用環境の整備

⑤無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）利用環境の整備

⑥その他町内における外国人観光客の受入環境の向上に資する取組

●補助率及び補助限度額

補助対象経費の合計額の２分の１に相当する額又は10万円のいずれか少ない額（消費税・地方消費税を除く）

●申請方法

申請書に必要書類を添え役場企画観光課へ郵送してください。

●受付期間

令和６年７月１日（月）から令和７年２月28日（金）まで

詳細については、町ホームページか、概要チラシをご覧ください。（概要チラシは、役場企画観光課・商工会に設置してあります。）

■お問合せ　企画観光課観光商工係　☎55・6561（直通）

令和６年度大鰐町職員採用試験の実施について

試験区分	募集人数	受験資格	申込締切日	第１次試験
行政職 （高卒程度）	３名程度	平成 15 年４月２日から平成 19 年４月１日までに生まれた者	7 月 31 日（水）	9 月 22 日（日） 大鰐町内

※日本の国籍を有しない者、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受験できません。
※高卒程度とは、高校卒業者が対象ということではなく、試験問題の程度が高校卒業程度であるという意味です。受験資格を満たしていれば受験可能です。

●申込方法

受験申込書を下記宛先まで郵送してください。締切日までに到着したものに限り受け付けます。

（〒038・0211　青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館５番地３
大鰐町総務課職員採用試験担当宛）

※受験申込書は、町ホームページからダウンロードできるほか、総務課で配布しています。
※郵送する際には、封筒に「受験申込」と明記してください。
※写真（カラー写真、縦４㎝×横３㎝）は、試験日から６か月以内に撮影したもので、裏面に試験職種と氏名を必ず記入して貼り付けしてください。

●留意事項

（１）第２次試験の日程及び会場は、第１次試験合格者に合格通知とともにお知らせします。
（２）この試験の最終合格者は、採用試験の得点順に採用候補者名簿に登載され、上位の者から意思を確認した上で採用します。採用の時期は、令和７年４月１日以降の予定です。なお、採用候補者名簿の有効期限は、令和８年３月31日までです。
（３）最終合格者であっても、受験資格を満たさないことが判明した場合は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。また、受験申込書の記載事項に虚偽があった場合又は採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合は、採用されないことがあります。
（４）試験科目は、町ホームページに掲載しています。

●初任給

高校新卒者で170,900円
※初任給は、経験年数等により加算されることがあります。

■お問合せ　総務課職員採用試験担当　☎48・2111（内線118）

有料広告

「第23回ふるさと自慢わがまちCM大賞」の制作者を募集します

大鰐町をPRする動画CM（30秒）を制作しませんか。

応募していただいた作品の中から１作品を青森朝日放送（ABA）主催の「第23回ふるさと自慢わがまちCM大賞」に出品します。

●応募資格

町内に居住する方、町内に就労又は就学している方（個人・団体は問いません）

※団体の場合は町内に事務局等を有すること。

●制作するCM作品

①町の魅力をPRする30秒の動画CMとします。

②作品は未発表のものに限ります。

③使用楽曲等の著作権や肖像権等には注意し、法令の遵守をお願いします。

④錯覚や誤解を与える内容、裏付けのない最大級表現（世界一○○など）等、信頼を損なうおそれのある表現を避けてください。

⑤CM大賞に出品した作品の著作権は、応募者に帰属します。

●応募方法

町の魅力をテーマとしたCM作品の企画案（別紙様式）と絵コンテを作成し下記応募申込先まで持参、郵送、メールまたはFAXにより提出してください。

※住所、氏名、年齢、電話番号、団体の場合は団体名を記載すること。

※別紙様式は、大鰐町のHPよりダウンロードしてください。

●応募締切日

令和６年７月25日（木）正午必着

●応募申込先（※郵送の場合は応募締切日必着）

〒038・0211　大鰐町大字大鰐字羽黒館５－３

大鰐町企画観光課ふるさと自慢わがまちCM大賞　担当者宛

FAX：47・6742

e-mail：syokoh@town.owani.lg.jp

●審査及び制作者の決定

①町の魅力が伝わる企画であるかを基準に町が企画案を審査し、制作者を決定します。

②公序良俗に反する内容、その他法令に違反するおそれのあるものは対象外とします。

③選定結果については、決定次第、後日応募者全員に通知します。

●その他

①制作者決定後、町と制作者が企画案を基にCM作品の詳細を決定します。

②制作者にはCM制作費用（上限22万円）を補助金として給付いたします。

③制作した作品は９月18日（水）までに町へ提出してください。

④制作する作品について、放送の規定上、本編の最初と最後は0.5秒が無音でなくてはいけません。開始０秒から音がスタートする編集は避けてください。

⑤制作者は、11月上旬に青森市で開催予定の「第23回ふるさと自慢わがまちCM大賞審査発表会」への出席をお願いします。

■お問合せ・お申込み　企画観光課観光商工係　☎55・6561（直通）

中南地区ペーパーティーチャー向けセミナー開催

●教員免許状を所有している方!

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれかの教員免許状を所有しているが、現在教育職に就いていない方を対象にセミナーを開催します。

今年度からZoomによるオンライン参加も可能となりました。御家族、御友人、周りの方々にもぜひ御紹介ください。

▽開催日時・会場

・令和6年8月24日(土)
ヒロロ　4階市民文化交流館ホール

・令和6年9月8日(日)
弘前市民会館　1階大会議室

開催日時や応募方法等の詳細はホームページ（二次元コード）を御覧ください。

●お問合せ

県教育庁中南教育事務所

弘前市蔵主町4

☎32・4451

法人の設立・異動等の届出はお忘れなく

次の場合には、地域県民局県税部に届出書の提出が必要となります。

1　法人を設立したとき
2　法人を解散・清算したとき
3　法人の所在地、名称、代表者、資本金、事業年度等に変更・異動が生じたとき

届出書の用紙は、当県税部に備え付けてあるほか、青森県庁ホームページ（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/010_02houjin.html）からダウンロードできます。
詳しくは、左記までお問い合わせください。

問 中南地域県民局県税部　課税第一課
☎32・1131（内線228）

「第1回自動車整備技能登録試験対策講習」受講生募集のお知らせ

在職中の方を対象とした試験対策講習を実施します。

●とき
9月4日（水）、6日（金）、9日（月）、11日（水）、13日（金）　18時～21時

●ところ　弘前高等技術専門校（弘前市大字緑ヶ丘一丁目9－1）

●定員　10名

●受講料　1300円

●募集期間　7月16日（火）～8月14日（水）

●申込方法
FAX・郵送または電話でお申し込みください。（募集締切日必着）
※受講申込書は当校ホームページからダウンロードできます。詳細は当校ホームページをご覧ください。
（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/hi-gisen/hi-gisen_zaisyokusya_01.html）

問 弘前高等技術専門校　在職者訓練担当
☎32・6805
F 35・5104

令和7年度入学者・転入学者募集の概要

●対象
（1）知的障害があり、愛護手帳（療育手帳）を有する者、又は医師による知的障害があることを証明する書類を提出できる者
（2）通学時間がおおむね片道1時間以内であること

●募集人員
小学部　第1学年児童　3名
　　　　第3学年児童　1名
中学部　第1学年生徒　6名
（小学部連絡進学予定者3名を含む）
　　　　第3学年生徒　1名
高等部　第1学年生徒　8名
（中学部連絡進学予定者5名を含む）
※連絡進学予定者とは、現在本校に在籍しており、本校内での進学を希望している児童生徒のことです。

●出願書類の交付
令和6年6月3日（月）～9月13日（金）
8時30分～15時
（土・日曜日・祝日を除く）

●出願書類の受付
令和6年9月24日（火）～10月4日（金）
8時30分～15時
（土・日曜日・祝日を除く）
※出願前に入学相談が必要です。入学相談の申し込みは8月30日（金）まで受け付けます。入学相談を希望する場合は、事前にお電話でご連絡ください。

問 弘前大学教育学部附属特別支援学校
弘前市大字富野町1－76
☎36・5011
詳しくは学校ホームページをご覧ください。
（https://home.hirosaki-u.ac.jp/futoku/）

45歳以上の方の転職・再就職をサポートします。（無料）

就職活動のノウハウ（仕事の探し方・応募書類作成・面接対策など）を知りたい方、就職活動に不安を抱えている方など、カウンセラーがマンツーマン（予約制）でサポートいたします。お気軽にご相談ください。
※当職業相談は雇用保険受給資格者の求職活動として認められます。

【青森地区】
●日時　平日、第2・4土曜日　9時～16時
●場所　ネクストキャリアセンターあおもり　青森市安方一丁目1－40　青森県観光物産館アスパム7階

【弘前地区】
●日時　平日　9時～16時
●場所　キャリアスクールI・M・S　弘前市土手町134－8

【八戸地区】
●日時　第2・4水曜　13時～16時
●場所　友の会福祉会館
八戸市長根一丁目2－8

●予約申込先
ネクストキャリアセンターあおもり
☎017・723・6350
E chuukounen@ims-hirosaki.com

求職者支援訓練のご案内

求職者支援訓練とは、雇用保険を受給できない求職者の早期再就職を目指し、民間の訓練機関が国の認定を受けて実施する職業訓練です。一定の要件を満たした方には訓練期間中に職業訓練受講給付金が支給されます。

【パソコン入門科（短時間）】
●とき
令和6年8月19日（月）～11月18日（月）
●ところ　JTMC弘前教室
●申込締切　令和6年7月23日（火）
●受講料　無料
（テキスト代などは自己負担）
●申込方法

事前に弘前公共職業安定所（南富田町）で受講手続きを済ませ、申込締め切り日までに訓練施設へ受講申込書を提出してください。

問弘前公共職業安定所
☎38・8609（音声案内　42#）

「ふるさと探訪バスツアー」参加者大募集！

津軽広域連合では、圏域8市町村在住の方を対象に白神山地周辺の観光資源や、大石武学流の庭園等を巡るバスツアーを実施します。みなさんのご応募をお待ちしております！

●日程　令和6年9月20日（金）
●時間　9時20分～15時30分（雨天決行）
●集合場所　弘前駅東口バスプール
※9時20分までにお集まりください。
●募集対象　弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村に在住の方
●募集人数　25人（最小催行人数16人）
●参加費　一人　4000円
（昼食、体験料金等全て含む）
●応募方法
ハガキまたは電子メールに、次の①～④までを記入して申し込みください。1通の応募で2人まで申し込みできます。（2人目の情報記入必須）なお、3人以上の同時申し込みは受け付けておりません。
①郵便番号・住所　②氏名（ふりがな）
③年齢　④電話番号
●申込期限　令和6年8月16日（金）
※必着

問〒036・8053
弘前市大字和泉二丁目1－1フラワー観光株式会社「ふるさと探訪バスツアー」係
☎26・2113
E hirosaki@flower-travel.com
営業時間　9時30分～18時
土曜日曜祝日休業
※詳細は津軽広域連合ホームページをご覧ください。
(http://tsugarukoiki.jp/)

働くことに悩む若者のための相談窓口

ひろさき若者サポートステーションは、「働くことに踏み出したい若者」や「就職氷河期世代」のための就労相談窓口です。自分に向いている仕事が分からない、ブランクがあり再就職が不安、働く自信がない、人と話すことが苦手…などの相談にのります。相談は無料です。

●対象者　15歳から49歳までの若者とそのご家族

問ひろさき若者サポートステーション
☎35・4851

バスの車内事故防止についてのお願い

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまりください。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

東北運輸局青森運輸支局・（公社）青森県バス協会

原子力発電施設等研修及び原子力関連技術研修開催のご案内

●第2種電気工事士受験対策講習
▽開催日
・筆記試験対策
令和6年9月9日（月）～9月11日（水）
※申込締切　令和6年7月26日（金）
・実技試験対策
令和6年11月12日（火）・11月13日（水）
※申込締切　令和6年9月30日（月）
●弁保修訓練
▽開催日
令和6年9月25日（水）・9月26日（木）
※申込締切　令和6年8月19日（月）
●受講料　無料
●研修場所
・東北町青森原燃テクノロジーセンター
・六ヶ所村青森県量子科学センター　等
●主催　青森県環境エネルギー部　エネルギー開発振興課
※その他詳細については左記へお問い合わせください。

問株式会社青森原燃テクノロジーセンター（業務委託先）
☎0175・63・4671
F 0175・63・4681
H https://www.agtcinc.co.jp

大鰐温泉観光協会のホームページが開設されました！

大鰐温泉観光協会では、観光事業の振興や地方産業の発展向上に資することを目的に、ホームページを開設しました。

ホームページでは町内で行われる各種イベント情報や町内観光地、飲食店、温泉施設の情報が公開されています。

大鰐町のあふれる魅力が発信されていますので、ぜひご覧ください。

URLはこちら⇒
H https://owanionsen-kanko.net/

問大鰐温泉観光協会事務局（企画観光課観光商工係）
☎55・6561

大鰐温泉つつじまつりグラウンド・ゴルフ交歓大会結果

●**日時**　令和６年５月18日（土）午前９時
●**場所**　あじゃら常設グラウンド・ゴルフ場
●**参加者**　205名
●**参加協会数**　16協会
●**ホール数**　32ホール

●**最優秀選手**　金沢　健一　大館市
●**男子の部優勝**　金沢　健一　大館市
●**女子の部優勝**　小坂　直枝　五戸町

◆男子の部

順位	氏　名	団体名	打数	１打	２打	３打
1	金沢　健一	大館市	78	2	11	17
2	岩崎　哲雄	青森市	78	2	10	18
3	見付　清文	五戸町	80	3	9	14
4	石田　隆也	弘前市	80	3	7	15
5	佐藤　周一	弘前市	81	0	16	15
6	村元　謙一	黒石市	82	2	9	16

◆女子の部

順位	氏　名	団体名	打数	１打	２打	３打
1	小坂　直枝	五戸町	83	2	8	19
2	工藤　てつ	平川市	84	1	10	19
3	小舘千恵子	弘前市	84	1	10	18
4	鎌田　桂子	弘前市	86	1	8	20
5	黒石　美智	平川市	87	0	10	21
6	水木　節	平川市	88	0	13	14

※同打数同順位の場合は少数打数で、さらに年長者を上位と決定

自衛官募集案内

募集種目	資　格	受付期間	試験日
第２回一般曹候補生 第２回自衛官候補生（男子） 第３回自衛官候補生（女子）	18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）	令和６年７月１日～９月３日	【１次】令和６年９月14日 【２次】令和６年10月12日～10月27日の１日 【WEB 試験】令和６年９月16日～９月18日 【口述・身検】未定
航空学生（パイロット）	海：18歳以上23歳未満の者 空：18歳以上24歳未満の者 ※細部はお問い合せください。	令和６年７月１日～９月５日	【１次】令和６年９月16日 【２次】令和６年10月12日～10月17日の1日
防衛大学校学生（一般）	18歳以上21歳未満の者（高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含））	令和６年7月１日～10月17日	【１次】令和６年11月２日 【２次】令和６年11月30日～12月４日の１日
防衛医科大学校（医学科学生）	18歳以上21歳未満の者（高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含））	令和６年７月１日～10月９日	【１次】令和６年10月19日 【２次】令和６年12月11日～12月13日の１日
防衛医科大学校（看護学科学生）	18歳以上21歳未満の者（高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含））	令和６年７月１日～10月２日	【１次】令和６年10月12日 【２次】令和６年11月23日～11月24日の１日

※受験資格等細部につきましては、自衛隊弘前地域事務所へお問い合わせください。

■**お問合せ**　〒036・8093　弘前市城東中央三丁目９－19
自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所
☎・FAX　27・3871

第三十一回増田手古奈記念 大鰐温泉俳句大会結果

手古奈賞（特別選「つつじ」より）　増田　善昭選

足湯あり橋ありつつじ燃ゆる山	葛西秋遊子
湯の里の小庭に山につつじ満つ	小出登志子
門は朱に躑躅は白に大円寺	長内　幸子

総合成績（大会参加者で、特別選、宿題、席題一・二の合計）

①　竹浪　誠也（鶴田町）	②　佐々木朴花（弘前市）
③　小出登志子（青森市）	④　須藤　育子（弘前市）
⑤　木村　修三（弘前市）	⑥　小杉　郁子（弘前市）
⑦　小泉　静子（八戸市）	⑧　草野　力丸（深浦町）
⑨　千葉　芳醇（青森市）	⑩　大瀬　響史（弘前市）
⑪　畠山　容子（弘前市）	⑫　築舘　秋水（青森市）
⑬　松宮　梗子（五所川原市）	⑭　丹野　慶子（平川市）
⑮　西　鯖男（青森市）	⑯　藤田　豊子（弘前市）
⑰　野村　英利（おいらせ町）	⑱　髙野万津江（弘前市）
⑲　佐藤　霜魚（八戸市）	⑳　三上　裕子（三沢市）

大鰐町長賞（総合成績第一位）	竹浪　誠也
大鰐町議会議長賞（総合成績第二位）	佐々木朴花
大鰐町教育長賞（総合成績第三位）	小出登志子
青森県俳句懇話会会長賞（総合成績第一位）	竹浪　誠也
俳人協会青森県支部長賞（宿題　一位）	竹浪　誠也
青森県現代俳句協会会長賞（席題一　一位）	佐藤　霜魚
日本伝統俳句協会青森県部会会長賞（席題二　一位）	千葉　芳醇

席題一「大鰐町吟行句」　木田多聞天選

天位	蟻の這ふ逆さ八なる仁王の眉	清水　雪江
地位	風になる自由がほしい白つつじ	伊藤　蒼風
人位	句心やつつじの山でよみがへり	秋野かをり

席題一「大鰐町吟行句」　木村　秋湖選

天位	薫風や石碑に優し手古奈の字	佐藤　霜魚
地位	一山の歳月重ね来しつつじ	七戸富美子
人位	つつじ山過客に日和尽したる	畑内　節子

席題一「大鰐町吟行句」　築舘　秋水選

天位	子育ての燕せはしき道の駅	木村　修三
地位	軽暖やめごい鰐居るマンホール	小杉　郁子
人位	列をなす三角テントのおにぎり屋	小泉　静子

席題一「大鰐町吟行句」　吉田千嘉子選

天位	茶臼山友の名呼べば夏蝶来	南　美智子
地位	湯の町の川面かすめて夏つばめ	岩村多加雄
人位	風薫るりんご畑の大鰐線	はしもと棒

席題二「夏めく」　大瀬　響史選

天位	夏めくやクイックターン成功す	本郷　高明
地位	夏めくや谺となれる鳥声も	吉田千嘉子
人位	少年のアダムのりんご夏めきぬ	後藤　瑞江

席題二「夏めく」　長内　幸子選

天位	茶臼山展望台から夏めけり	千葉　芳醇
地位	夏めくや白き食器のならぶ卓	丹野　慶子
人位	金管の女生徒まぶし夏めきて	森下　睦子

席題二「夏めく」　草野　力丸選

天位	夏めくや虚子の足跡訪ねけり	須藤　育子
地位	夏めくや三度乗り換へふる里に	三上　裕子
人位	夏めくや町を貫く川豊か	対馬　迪女

席題二「夏めく」　対馬　迪女選

天位	樹々に影淡く生まれて夏めける	髙野万津江
地位	夏めくや夕暮れ時の稽古笛	水生けいこ
人位	夏めきてお薄いただく茶臼山	大瀬　響史

◎多くの皆様に大会準備・運営や投句・参加など、たくさんのご協力をいただき、大会を無事に終えることができました。大変、ありがとうございました。

令和6年度全国統一防火標語

守りたい　未来があるから　火の用心

消防だより

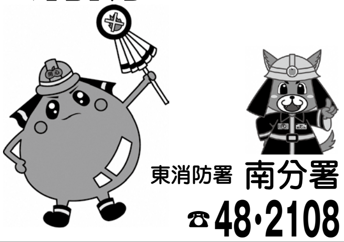

東消防署 南分署
☎48･2108

☀熱中症にご注意を!!☀

今年も暑い夏がやってきました。皆さん、熱中症に注意し暑い夏を乗り切りましょう。

熱中症とは、炎天下や高温・多湿の環境下で起こる異常な「熱痙攣」「熱疲労」「熱射病」などの総称です。

熱中症にならないために、次のことを心がけましょう。

①炎天下や非常に暑い場所での長時間の作業やスポーツを避けましょう。
②水分を十分に補給しましょう。
③体調が悪いときは無理をせず体を休めましょう。
④こまめに休憩を取りましょう。
⑤外出時は帽子をかぶる・日傘をさすなど、直射日光に当たらないようにしましょう。

■大鰐町内の火災・救急発生状況（令和６年４月末現在）

	令和６年	前年比
火　災	2件	±０件
救　急	１９２件	＋４件

有料広告

警察だより

黒石警察署大鰐交番
☎48・2241

特殊詐欺の被害をなくそう！

◇青森県内の令和６年５月末現在の特殊詐欺発生状況（暫定値）

認知件数	18件
被害金額	2,518万円
未然防止件数	40件

５月末までに認知した18件のうち、13件が架空料金請求詐欺でした。

架空料金請求詐欺とは、架空の名目を理由にお金をだまし取ることです。今回は、そのうちの「パソコンのウイルス除去費用名目」と「副業」をかたる手口をご紹介します。

架空請求詐欺

・パソコンのウイルス除去費用名目の手口

パソコンを操作中に警告音が鳴り、画面に「ウイルスに感染しました。サポートセンターはこちら。」などと表示され、画面に表示された電話番号にかけると「修理代としてコンビニで電子マネーを買って、コードを教えてください。」などと指示されます。

⇒一度支払うと、理由をつけて何度もお金を要求されます！

・副業をかたる手口

インターネットやSNSで副業の広告を開くと、相手からSNSでのやりとりを要望されます。その後、副業（実際はうそ）を勧められ、手数料などを名目に指定された口座への振込を求められます。

例①「指定するSNSアカウントに『いいね』をすると報酬をもらえますが、事前にお金を払ってプランに加入すると、さらにもらえる報酬が増えます。」

例②「ネットで商品販売を始めるために、指示通りに代金を振り込んでください。」

⇒副業の報酬を出金しようとしても、引き出すことはできません！

携帯電話を使用しながらATMを操作している方や、コンビニで多額の電子マネーを購入しようとしている方を見かけたら、「詐欺じゃないですか」と声掛けをお願いします。

身に覚えのないお金の話は一人で対応せず、家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。

青森県警察防犯アプリ『まもリン』

みなさんの身近で発生する事件の情報や、子どもや女性を対象とする事案の情報などを提供しています。ダウンロードは無料ですので、下のQRコードからダウンロードをお願いします。

iPhoneの方はこちら⇒

Androidの方はこちら⇒

住宅対象侵入犯罪被害防止

◇青森県内の令和５年中の侵入窃盗発生状況

侵入窃盗　531件　（前年比＋232件）
住宅対象　71件　（前年比　−8件）

令和５年中は、「侵入窃盗」の認知件数が大幅に増加しています。そのうち、住宅対象の被害については、約７割の方が鍵を掛けていない状態で被害に遭っています。

犯人は鍵の掛かっていない建物や自転車、車を狙っています。また、犯人と鉢合わせになることで、強盗などの凶悪犯罪に発展する可能性もあります。

「鍵掛け」を習慣にして自宅を守りましょう！

- ☑在宅時や短時間の外出でも確実に鍵を掛ける
- ☑外出前や就寝前は、玄関と全ての窓の施錠を確認する
- ☑窓の外に侵入の足場となるようなものを置かない
- ☑盗まれる物はないと思っても、鍵を掛ける

★登山地図GPSアプリ『YAMAP』を活用しましょう！★

山岳遭難の防止や遭難者の早期発見につなげようと登山地図の無料アプリを運営する企業『ヤマップ』と協定を結んでいます。アプリを利用して、登山届を作成、青森県警察にて移出することも可能です。スマートフォンをお持ちの方は是非ご活用いただき、登山、山菜採りを楽しんでいただければと思います。

【活用方法】

⑴アプリを起動し、入山する山を選択※１。地図をダウンロード※２

※１入山する予定の付近に山がない場合は最寄りの山を選択

※２無料会員は月２回まで利用可能

⑵保存した地図を開き、活動開始を選択すると、自身が歩いた記録が残るようになります。

⑶事前に仲間同士でグループ登録しておくと、お互いの位置情報も共有できます。

YAMAPダウンロードはこちら⇒

警察相談専用電話　#9110または017・735・9110

あなたも参加　わたしもやります “交通安全”

令和６年　県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 令和６年４月30日現在

	４月中	年間累計
発生	１６１件 （－３）	６９５件 （－１５７）
死者	７人 （＋６）	１６人 （＋４）
傷者	１８１人 （－１３）	８１６人 （－１９９）

死者の状態			
死者の状態	年齢別	高齢者の死者 （65歳以上の人）	１０人 （＋２）
死者の状態	夜	夜間の死者	６人 （＋１）
死者の状態	状態別	歩行者の死者	９人 （＋２）
死者の状態	シートベルト	自動車乗車中の死者	６人 （＋３）
死者の状態	シートベルト	非着用死者	４人 （＋３）

※（　）内は対前年比です。

毎月１日は「県民交通安全の日」　15日は「高齢者交通安全の日」

7月21日（日）～31日（水）

夏の交通安全県民運動

運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の重点

1　歩行者の交通ルール遵守の徹底と安全運転意識の向上
2　自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
3　飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

夏期は、こどもや高齢者の交通安全、自転車利用中の交通事故、飲酒運転による交通事故が多く発生しています。
電動キックボードや自転車を利用する際は、左側通行などのルールを守ることはもちろん、自分の命を守るため、ヘルメットを忘れずに着用しましょう。
ドライバーの皆さんは、スピードを控え、お酒を飲んだら絶対に運転しないでください。
交通ルールとマナーを守り、交通事故をなくしましょう。

行事予報

7月

15日(月・祝)～8月17日(土)	○大鰐温泉サマーフェスティバル
23日（火）	○温泉祈祷式（丑湯祭り　23日～25日）
	○大円寺宵宮

8月

1日(木)～7日(水)	○大鰐温泉ねぷたまつり　1日、3日合同運行（雨天時2日、4日に順延）
10日（土）	○二十歳の集い　場所：地域交流センター鰐come　受付：9時30分～
20日（火）	○町戦没者追悼式　場所：総合福祉センター3階集会室　11時00分～
25日（日）	○第2回エンジョイ♪あじゃらトレイルランニング

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

■5月受付分

戸籍の窓口

（※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。）

お誕生おめでとう

お子さん（地区名）

・吹　田　美　結（駒木）
・山　川　　爽　（大鰐1）
・岩　崎　太　陽（唐牛）

大鰐町の人口と世帯数
令和6年5月末日現在

人　口	**8,366人**
前月比	－15人
男	3,854人
女	4,512人
平均年齢	57.4歳
世帯数	**4,068世帯**
前月比	－7世帯

おくやみもうします

亡くなった人（年齢）地区名

・山　田　洋　子（98歳）宿川原
・山　内　ヒロ子（85歳）大鰐7A
・白　川　幸　子（76歳）元長峰
・長　崎　富貴子（88歳）蔵館5A
・成　田　あきえ（90歳）蔵館2
・工　藤　良　一（78歳）蔵館8
・佐　藤　裕　嗣（48歳）鯖石

熱中症が増えています

予防のためのポイント

熱中症警戒アラートを活用しましょう

アラート発表時には、

- のどが渇く前に水分・塩分を補給しましょう
- エアコンを適切に使用しましょう
- 高齢者等に声を掛けましょう
- 不要不急の外出は避けましょう
- 暑さ指数に応じて、外での運動は、原則、中止/延期をしましょう

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

友達追加はこちら ➡

エアコンをしっかり使いましょう

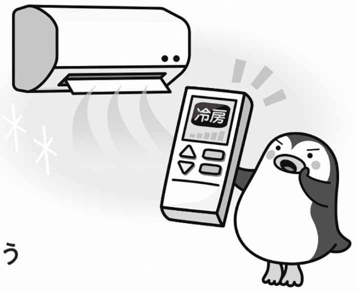

熱中症は室内でも夜でも発生し、命に関わる問題です

- 無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- 日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう

注意！ 停電時など、どうしてもエアコンが使えないときには

- 日光を遮り、風通しをよくしましょう
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう
- できる限り、冷房設備が稼働しているところへ避難しましょう
- 停電時の断水に備え、飲み水を備蓄しましょう
- 電力需給ひっ迫時には、浴槽やバケツに水を貯めておきましょう

houmonkangoST

365日
24時間
対応

住み慣れた我が家で「自分らしく生きる」

大鰐町訪問看護ステーション

病気や障がいにより、ご自宅で療養生活を送られている方や医療処置が必要な方のご家庭へ看護師が訪問し、暮らしのお手伝いをするサービスです。

ご利用者様・ご家族様が安心して生活できるよう、看護のプロが専門的な知識と技術で支援させていただきます。

こんな方に訪問看護がオススメです

- 入退院を繰り返す
- 認知症で生活に支障がある
- 食欲がない、食事量が少ない
- 口腔内の清潔が保てない
- 頻尿がある、尿が出にくい
- お薬の管理が心配である
- 終末期に穏やかな最期を希望している
- 排便のコントロールがうまくできない

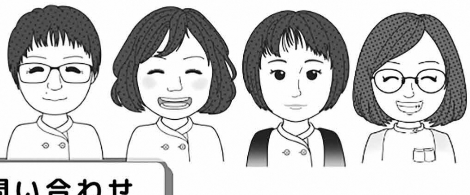

わたしたちが解決します!

お問い合わせ

大鰐町訪問看護ステーション

事業所番号：262390107

営業時間：9：00～16：00

定休日：なし

☎ 0172－55－6575

〒038-0212

青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田40番地4

実施地域：大鰐町、弘前市、平川市

お気軽にご連絡ください!

発行　大鰐町役場（〒〇三八―〇二一一　青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五番地三）　編集　総務課　☎〇一七二―四八―二一一一

弘前大学生コラムコーナー

第1回目テーマ
私と大鰐

　今月号から、今年度実施している、弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生大鰐未来づくりプロジェクト」に参加している弘前大学生が、大鰐町を見て・触れて・感じたことについてのコラムコーナーがスタートします！
　第１回は、大鰐町にゆかりのある石澤　晴太郎（いしざわ せいたろう）さんが担当です！

　大鰐第二小学校スキー部がリレー大会で優勝をした、その夜に私は生まれました。
　当時、父は二小に勤務し、スキー部の顧問でもありました。その夜は保護者の方と祝勝会。上機嫌で酔っ払い、大鰐からやっと戻った父を臨月だった母はなんとか布団を敷かせ寝かせました。その頑張りのせいでしょうか…数時間後、予定より半月早く破水してしまい、私が生まれたのです笑。
　あれから、20年。私は今、弘前大学の３年生になり、「大鰐町の方と一緒に大鰐の未来を考え、その未来を創るためにアクションを起こす」という授業を履修しています。先日、町内フィールドワークを行った際、案内してくれた役場の渡邊さんや、温泉もやしの作業を見せてくれたもやし農家の下山さんは偶然にも父の教え子でした。時代をこえて、親子でお世話になっております。
　また、私の幼馴染も南分署に勤務しています。こういったことを考えると、大鰐と私には、ただならぬご縁があるなと感じています。

弘前大学協働事業による町の未来ロードマップ提案会「職員と学生が描き出す！大鰐町の未来！」を開催します！

　町職員と弘前大学生の協働による「町職員×弘前大学生　大鰐未来づくりプロジェクト」の第２弾として、町の未来を描き、それを実現するためのロードマップを創り出すワークショップを６月に実施しました。
　そして今回、第３弾として、ワークショップの成果を町長や町民の皆様に提案するために「職員と学生が描き出す！大鰐町の未来！」を開催することとしました。
　町民の皆様もぜひ町の未来について一緒に考えてみませんか？ご来場をお待ちしております。

●日　　時　令和６年７月25日（木）15時～17時
●場　　所　町内数か所で実施予定です。
　　　　　　決定次第、町ホームページや町公式 LINE 等でお知らせいたします。

●広報おおわには町のホームページでも公開しています　【URL】http://www.town.owani.lg.jp/

今月の表紙

　５月19日に行われた大鰐小学校大運動会では、全学年の児童が、元気いっぱいに各競技に励みました。写真は低学年によるチャレンジ走「今日のラッキーカラーは？」。校長先生と同じ色の旗を選ぶことができるのかドキドキしながらも一生懸命取り組んでいました。

広報おおわに　No.750
令和６年７月号
発行　大鰐町
編集　大鰐町総務課
〒038−0211
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館５番地３
TEL　48・2111
FAX　47・6742
ＨＰ　http://www.town.owani.lg.jp/
発行部数　3,900部

わになって みんなポカポカ 大鰐町
大鰐町

大鰐町ＨＰへジャンプします　大鰐町 LINE